

兵庫県公報

平成21年4月3日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	1

告 示

兵庫県告示第436号の2

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成21年3月24日に、尼崎市東難波町4-18-23労働組合武庫川ユニオン執行委員長上山史代から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成21年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事件

労働組合武庫川ユニオンが主張する次の事項について
不当労働行為の中止

2 日時

平成21年4月6日以降

3 場所

西宮市西宮浜1-14 株式会社ダストマンサービス

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独又は併用して行う。